

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和4年8月 31 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200027 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200031 号

## 第1 結論

請求者のA社（B県）（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成6年5月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月から同年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成6年1月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年1月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年1月1日から同年5月1日まで

私は、A社に歯科医師として入社し、D県内の診療所で勤務した後、同社のB県内の診療所に異動し、請求期間においても同診療所で継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。調査の上、A社（B県）における資格取得年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の回答並びに請求期間当時にA社の社会保険業務を行っていたE社の元取締役及び社会保険担当者の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務（平成6年1月1日にA社（D県）からA社（B県）に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社（B県）に係るオンライン記録における平成6年5月の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年1月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事

情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。